

## 2 国際第 885 号

### 関税割当公表第 5 6 号

#### 令和 3 年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 kg を超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 kg を超える容器入りの又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの原料として使用するもの（以下「オーストラリア産無糖ココア調製品」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 2 月 15 日

農 林 水 産 省

#### 記

#### 第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

##### 1 割当対象物品

オーストラリア産無糖ココア調製品（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 1 8 0 6 . 2 0 号の 2 の（2）に掲げる物品のうちチョコレート原料として使用するもの）

2 合計割当数量 2, 4 0 0 t

3 通関期限 令和4年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (4) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返還された割当数量の合計が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出できる。

(1) 令和3年3月9日（火）から同年3月15日（月）まで

(2) 令和3年6月22日（火）から同年6月28日（月）まで

(3) 令和3年10月5日（火）から同年10月12日（火）まで

(4) 令和4年1月18日（火）から同年1月24日（月）まで

なお、(2) から (4) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ホームページに掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に当省へ必着とする。

(宛先)

〒 100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省食料産業局食品製造課菓子係宛

## 第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する者であって、割当てを受けたオーストラリア産無糖ココア調製品をチョコレートの原料として使用することが確実と認められる者

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造計画数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用計画数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達見込み一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式4、5及び6）
- 3 下記の書類及び資料
  - (1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
  - (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
  - (3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）
  - (4) 工場工程見取図
  - (5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式7）
  - (6) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、「令和2年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」

(令和2年3月11日付け元国際第1107号関税割当公表第68号)、  
「令和2年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てにつ  
いて」(令和2年2月17日付け元国際第1076号関税割当公表第  
56号)、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な  
協定に基づく令和2年度の粉乳(チョコレート原料用)の関税割当て  
について」(令和元年12月16日付け元国際第850号関税割当公表  
第TWQ-JP12号)、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び  
先進的な協定に基づく令和2年度の無糖ココア調製品(チョコレート  
原料用)の関税割当てについて」(令和元年12月16日付け元国際  
第850号関税割当公表第TWQ-JP14号)、「経済上の連携に関する日  
本国と欧州連合との間の協定に基づく令和2年度の無糖ココア調製品  
(チョコレート原料用)の関税割当てについて」(令和元年12月2  
日付け元国際第791号関税割当公表第TRQ-20号)及び「経済上の連  
携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和2年度の粉乳  
(チョコレート原料用)の関税割当てについて」(令和元年12月2  
日付け元国際第791号関税割当公表第TRQ-24号)により、令和2年  
度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)から  
(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類  
の添付を必要としない。

- 4 この関税割当てにより割当てを受けたオーストラリア産無糖ココア調  
製品を、当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用  
しない旨の誓約書

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記  
入して提出すること。

## 第7 割当基準

- 1 第4の1の(1)に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載されたオーストラリア産無糖ココア調製品等の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込数量（脱脂粉乳については、使用量を 1.34 で除した数量）に 3 を乗じて得られる数量を限度として定めるものとし、次のとおりとする。

(1) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を超える場合

第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

なお、1 申請者当たりの申請数量は、第 1 の 2 に記載された割当数量の範囲内であり、かつ、国産粉乳使用見込み数量に 3 を乗じて得られる数量を上限とする。

2 第 4 の 1 の (2) から (4) までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載されたオーストラリア産無糖ココア調製品等の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を 1.34 で除した数量）に 3 を乗じて得られる数量を限度として定めるものとし、次のとおりとする。

(1) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第 4 の 1 参照）以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第 4 の 1 参照）を超える場合

別途当省ホームページに掲載する割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

なお、1 申請者当たりの申請数量は、別途当省ホームページに掲載する割当数量の範囲内であり、かつ、国産粉乳使用見込み数量に 3 を乗じて得られる数量を上限とする。

## 第 8 関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第 4 の 1 の (1) に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に発給するものとし、第 4 の 1 の (2)、(3) 及び (4) に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1 の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

## 第 9 報告

1 第 4 の 1 の (1) に掲げる期間に申請を行い割当てを受けた者で、第 4 の 1 の (1) に掲げる期間の申請の際提出した、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一

覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式 1、2 及び 3）の書類の内容が、令和 3 年 3 月末時点で変更がある場合、当該書類を令和 3 年 4 月 9 日までに、受付担当課に 1 部提出するものとし、変更がない場合、令和 3 年 4 月 9 日までに、受付担当課にその旨報告するものとする。

- 2 割当てを受けた者は、「令和 2 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和 2 年 3 月 11 日付け元国際第 1107 号関税割当公表第 68 号）の第 10 に記載のある農林水産省食料産業局長が定める無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則りオーストラリア産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の使用台帳の写し等を、令和 4 年 4 月 11 日までに受付担当課に 1 部提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第 10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は 2 通（省令第 1 条）とし、その他の添付書類の提出部数は 1 通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は 2 通（省令第 3 条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 国際第 1297 号。）によるものとする。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第 4 条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式 8）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 令和 3 年度の割当てを受けた者のうち、同年度の割当数量の合計が、国産粉乳の使用実績数量に 3 を乗じて得られる数量を超過する場合は、原則として、本公表第 8 の 3 の（2）の「申請者が本公表に違反したとき」に該当するものとする。ただし、令和 4 年 1 月 4 日（火）午後 4 時までに返還された割当数量は、同年度の割当数量の合計に含めない。
- 5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第 11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページにおいて公表する。